儀礼交際費規程

* + 1. 趣旨)

1. この規程は、　　　　　　　　　　　　　　(以下「本会」という。)と直接関連する慶事、弔慰、見舞い等儀礼交際に関する基準を定めるものである。
   * 1. 儀礼交際の範囲)
2. 儀礼交際費を支出できる対象は会員とし、慶事・弔慰・見舞いとする。
   1. ２ 別表に当てはまらないものについては、執行役員会でその都度定める。
      1. 支出金額の基準)
3. 支出金額は、1件につき1万円以内とする。
   * 1. 経費の支出)
4. 経費の支払いは、支払い証明書をもって行い、会長決済で処理する。(経費の支出は、資金前渡により処理する)
   * 1. 規程の変更)
5. この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。